

社会福祉法人八王子ふじみ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八王子ふじみ会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第二章に基づき置かれる者をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

種 別	区分	報 酉 (日額)
理事会出席報酬等	理事長	13,000円
	理 事	8,000円
	監 事	8,000円

2 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

種 別	区分	報 酉 (日額)
評議員会出席報酬等	評議員	8,000円
	理事長	13,000円
	理 事	8,000円
	監 事	8,000円

3 交通費は、領収書等に基づきその実費とする。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	10,000円	5,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第8条 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第9条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人同意があるときは、本人の指定する名義の金融機関口座へ振り込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立

替金等を控除して支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年11月 1日より適用する。

この規程は、令和 元年 7月 1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	13, 000円	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	8, 000円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	8, 000円	